

職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

### 鳥取県人事委員会規則第18号

職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部改正)

第1条 職員の自己啓発等休業に関する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則(平成20年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改める。

第2条中職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第1条及び第17条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)</u>第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに<u>職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)</u>第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第6条及び第12条の規定並びに<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)</u>第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(復職時等における号給の調整)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

<p>(3) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員 大学院修学休業の期間</u></p> <p>(4) <u>外国派遣職員 派遣期間</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6)~(9) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる職員が職務に復帰した場合には、それぞれ当該各号に掲げる規定により、当該規定に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日（以下「復帰日」という。）及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をした職員（以下「自己啓発等休業職員」という。） 自己啓発等休業条例第11条</u></p> <p>(2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をした職員（以下「育児休業職員」という。） 育児休業条例第8条</u></p> <p>3 <u>外国派遣職員、公益法人等派遣職員、自己啓発等休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。</u></p>	<p>(3) <u>外国派遣職員 派遣期間</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした職員 大学院修学休業の期間</u></p> <p>(6)~(9) 略</p> <p>2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をした職員（以下「育児休業職員」という。）が職務に復帰した場合には、育児休業条例第6条の規定により、同条に規定する期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日（以下「復帰日」という。）及び復帰日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</u></p> <p>3 外国派遣職員、公益法人等派遣職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。</p>
---	--

第4条中期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）第1条の3及び第3条の9の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第1条の3 条例第16条の4第1項前段の規定により 期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそ</p>

それぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員

(3) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員

(4) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員

(5) 地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員

(6) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員

(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項に規定する職員以外の職員

(8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員

それぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員及び職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。）第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(2) 刑事休職者（地方公務員法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(3) 停職者（地方公務員法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）

(4) 専従休職者（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。）

(5) 無給外国派遣職員（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

(6) 無給公益法人等派遣職員（公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていないものをいう。）

(7) 育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし

<p>(9) <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項第2号又は<u>県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員</p> <p>(10) <u>公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員</u>（以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「<u>勤勉手当基準日</u>」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 第1条の3第1号から<u>第6号</u>まで又は<u>第9号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業をしている職員</u>のうち、<u>育児休業条例第7条第2項</u>に規定する職員以外の職員</p>	<p>ている職員をいう。以下同じ。）のうち、<u>職員の育児休業等に関する条例</u>（平成4年鳥取県条例第6号。以下「<u>育児休業条例</u>」という。）第5条の3第1項に規定する職員以外の職員</p> <p>(8) <u>海外随伴休暇職員</u>（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第17条第1項第2号又は<u>県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>（平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。）第15条第1項第2号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員をいう。）</p> <p>(9) <u>大学院修学休業職員</u>（<u>教育公務員特例法</u>（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する<u>大学院修学休業</u>をしている職員をいう。以下同じ。）</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「<u>勤勉手当基準日</u>」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) 第1条の3第1号から<u>第4号</u>まで又は<u>第8号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業職員</u>のうち、<u>育児休業条例第5条の3第2項</u>に規定する職員以外の職員</p> <p>(6) <u>大学院修学休業職員</u></p>
---	---

（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）」を「給与条例」に改める。

第16条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加え

る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（給料月額<span style="text-decoration: underline;">の端数計算</span>）</p> <p><u>第3条の2 条例第7条第3項及び第4項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</u></p> <p>（特定任期付職員業績手当）</p> <p>第4条 条例第7条第5項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項から第4項までの規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</p>	<p>（特定任期付職員業績手当）</p> <p>第4条 条例第7条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</p>

第15条を削る。

第14条中任期付研究員の採用等に関する条例施行規則（平成13年鳥取県人事委員会規則第2号）第5条の2を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

改正後	改正前
<p>（任期付研究員業績手当）</p> <p>第6条 条例第6条第6項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項から第5項までの規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。</p>	<p>（任期付研究員業績手当）</p> <p>第6条 条例第6条第5項の特に顕著な研究業績とは、同条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。</p>

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第12条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）任期付研究員の採用等に関する条例（平成13</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）任期付研究員の採用等に関する条例（平成13</p>

<p>年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項に規定する第1号任期付研究員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び任期付研究員条例第6条第5項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第4項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>2 略</p>	<p>年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項に規定する第1号任期付研究員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び任期付研究員条例第6条第4項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する特定任期付職員次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 1万2,000円</p> <p>イ~エ 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。